

2020年度(令和2年度)のじぎくクラブ兵庫助成事業実施要領

1 目 的

老人クラブが、下記「3 助成対象事業」の視点から実施する事業を支援することを通じ、老人クラブ活動のさらなる活性化や地域の元気づくりの増進を図る。

2 助成対象

助成対象は、兵庫県下の市町老連、支部、地区老連及び単位クラブ（以下、「老人クラブ」という。）

3 助成対象事業

助成対象事業は、

【A】新規事業

【B】リニューアル事業（これまでの活動をリニューアルし、従来にない事業の展開や効果が期待される事業）

【C】先進模範事業（他の老人クラブ活動のモデルとなるような事業、先進事業）
を問わず、下記の視点が認められる事業とする。

<視点>

- ① 地域への広がり認められ、地域の元気づくりの効果が高いもの
- ② 老人クラブへの加入促進や仲間づくり促進に効果が期待されるもの
- ③ 高齢者の経験と能力を活かした社会奉仕、地域交流等を通じ地域に貢献するもの
- ④ 地域の特性や高齢者の特技を生かした生産や伝承活動に関するもの
- ⑤ 防災・減災対策などの安心・安全な地域づくりに効果が期待できるもの
- ⑥ その他老人クラブ活動として取り組むべきもの

4 助成限度額

(1) 市町老連事業・・・・・・・・・・ 10万円

(2) 支部・地区老連・単位クラブ事業・・・・・・ 5万円

※ ただし、年間助成総額は50万円以内

5 助成金交付の申請及び実施報告等

(1) 助成を受けようとする老人クラブは、「のじぎくクラブ兵庫助成事業申請書」（別添様式1）を作成し、所属市町老連を経由して県老連に申請する。

(2) 助成を受けた老人クラブは、事業終了後、速やかに「のじぎくクラブ兵庫助成事業実施報告書」（別添様式2）を県老連に提出する。

6 注意事項

(1) 助成は、単年度単位で行いますので、複数年度にまたがる場合は、2020年度のみが対象となります。

また、次年度は新たな審査を行いますので、複数年度すべてにわたって助成が約束されるものではありません。

- (2) スポーツ大会等での表彰トロフィーや料理教室の食材費等は助成対象としますが、参加賞等（史跡への拝観料、保険料等）の個人の利益に帰属するような物品等にかかる経費や昼食費等個人負担とすることが適当であるものは経費の対象外とします。

7 申請期間

2020年（令和2年）4月1日（水）～4月17日（金）まで （県老連必着）

8 助成の決定

- (1) 助成対象クラブは、審査会（県老連正副会長会）で決定し、6月初旬頃を目途に審査結果を市町老連あてに通知します。
- (2) 助成の審査にあたっては、これまで助成を受けていない団体や単位クラブを優先します。